



府人事委員会勧告

給与平均12,636円、ボーナス0.05月引上げ

給与 全職員 6,500円以上＋地域手当1%、引き上げ

府人事委員会は、10/22に令和7年度の給与等の勧告を公表しました。日本では公務員が不当にも争議権や団体協約権が制限されている代わりに、国の人事院や自治体の人事委員会が民間給与を調査して、知事等に勧告を行い、これを尊重して実施するものとされています。

全世代で一定の引き上げ勧告に

勧告では、民間給与との格差が1万2636円であることから、給与について、若年層重点に置きつつも、① 全職員の給与引き上げ(6,500円以上)、② 地域手当1%引き上げ(11.8%⇒12.8%)、③ ボーナス0.05月分引き上げ(年間で)などを令和7年4月にさかのぼって実施するように勧告しています。

府人事委員会勧告 主な内容

- ① 給与引き上げ 平均2.54% (8,192円) 引き上げ (若年層重点)
- ② 地域手当 1% (給与月額)の引き上げ (平均3,361円)
- ③ 一時金(ボーナス) 年間で0.05月分引き上げ (4.60月⇒4.65月)
再任用 2.4月⇒2.45月
以上は令和7年4月にさかのぼって実施
- ④ 長距離通勤者の駐車場利用等の通勤手当新設 (5,000円上限、令和8年4月実施)
- ⑤ 教職調整手当引上げに伴い、対象外の管理職に給与加算
⑤は令和8年1月から実施

組合の取り組みで 全世代の引き上げ実現に

今回の引き上げは、物価高騰には及ばない不十分さがありますが、中高年層含む全世代に一定の引き上げ勧告につながったのは、この間の府労組連の取り組みが引き出した大きな成果です。

この間初任者、若年層に偏る引上げで、中高年層は一昨年は500円だけ、昨年も3300円の引き上げと低く抑えられていました。

大教組の加わる府労組連では、5月から人事院にも賃上げを求める署名に取り組み、人事委員会との意見交換や、要請行動を行い、重点的に人事院にも給与引き上げや待遇改善を求める取り組みを強めてきました。

また、今回の引き上げ勧告では民間の比較企業を「50人以上」から「100人以上」に見直した影響が大きく、この点も府労組連で長年強く要求してきたものです。

実施には組合の交渉が重要に、組合に加入して、力を合わせて声を上げよう

勧告は吉村大阪府知事、府議会に対して出されており、今後どこまで実施するかどうか、具体的な内容については、府労組連と府当局との交渉によって採取的に決定されていきます。

そのためにも、もっとたくさんの教職員が、大教組、枚方教組に加わり、もっと声をあげていくことが重要になります。

たくさんの教職員に組合に加入して、一緒に力を合わせて要求を実現していきましょう。

駅前再開発の「市庁舎移転条例」提案取り下げ 3回目！

議長からも厳しい言葉「なるべくしてなった結果」「同じことを繰り返して、遅々として事業が進まない状況を作り出してしまった。」

9月の市議会で、市駅前再開発計画の中心になる、市庁舎を旧府民センター跡地へ移転させる条例を提案していましたが、市長からこの提案を取り下げることが表明されました。

2022年に提案するも議会から否決されその後も再提案を模索しては取り下げするなど、議会の理解を得られない状況が続いていた中での結果となります。

計画の大きな変更、市財政見通しのさらなる悪化、市長の突然の手法変更

今回の議会で示された市駅前再開発計画では、予定地の一部が計画から除外され、当初計画が大きく変更されるうえ、市財政見通しも今年2月に示した困難な財政見通しをさらに厳しいものになる数字が示され、それを市民施策や、市民の施設使用料の1.5倍への引き上げで負担を増やし、さらに長期的に市有施設の統廃合につながるものになっていました。

その上、議会が始まって、市長が事前提案の議案とは違う内容の方針を打ち出し、予算の見通しやその根拠も示されない中で、審議を求められる、過去に例のない展開となり、議会からも批判や不信の声が寄せられていました。

市長からお詫びも計画継続の姿勢、議長から異例の厳しい言葉

市長からは議会閉会に際し「議会との信頼関係を揺るがすことになったことについて、深くお詫び申し上げます。」としながらも、引き続き「具体的なまちづくり案を検討していく」として、計画継続を変えていません。

議長からも、閉会あいさつの中で、「なるべくしてなった結果」「同じことを繰り返して、遅々として事業が進まない状況を作り出してしまった。」と厳しい言葉が示されるに至っています。

物価高騰で市民生活が困難に直面する中で、市民負担を増やし、市民サービスを削る一方の政策と一体になった、大企業中心の市駅前再開発は根本から見直し、早急に市庁舎の旧市民ホール跡地への建て替え優先に転換すべきです。

第5回まなび庵 枚方教組・戦争と平和、平和教育を考える交流会

「戦争と平和、学校と教育で何ができるのか？」

守口市の先生の平和教育の取り組み、枚方の小学校の先生の取り組みなどを聞きながら先生たちの、ガザやウクライナ、高まる排外主義、日本の戦争準備態勢の急速な進行などへのおもいや、ふだん学校で取り組んでいること、アイデアなども含めて交流します。

学校での取り組みの教材や、取り組んでみて、子どもの変化や、可能性を感じた取り組みなど、身近なものを持ち寄りあって交流できます。どなたでも参加できます。

10月31日(金) 18:30 枚方教組 組合事務所2階 参加費300円

支援教育充実審議会 答申案の検討大詰め 「特別支援教室構想」をモデル実践？ 「条件整備なき『理念・理想』の現場への丸投げ」懸念も

市教委は、現在支援教育充実審議会で、今後の枚方の支援教育の方向性、在り方を、有識者や保護者、市民委員と共に検討しており、現在その答申案の審議が大詰めに来ています。

文科省「週の半分は支援学級で授業」通知巡り疑問や批判、審議会で方向性論議

これは、2022年に文科省の「支援学級在籍児童生徒は週の半分以上を支援学級で授業を受けるべき」と通知、枚方市教委も在籍や支援学級の授業の在り方を見直す方針を示したことから、保護者や議会の各会派からも進め方などについて疑問や意見が寄せられることになりました。

市教委はこれらの動きを受け、いったん方針を撤回し、審議会で今後の枚方の支援教育のあり方、方向性を検討して、答申を出していくとして、この間論議が進められてきました。

審議会答申案：従来路線受け継ぎながら、「支援教育の充実」「通級指導の拡大」

聞きなれない、「特別支援教室構想をモデル実践」の項目が

審議会では、市民委員、保護者委員からも積極的な意見が出される中で論議が進んできたこともあり、従来の枚方の支援教育の路線を受け継ぎながらも、「支援教育の充実」「通級指導の拡大」が盛り込まれた答申案が現在審議されています。

しかし、答申案の中に聞きなれない「特別支援教室構想」の項目が挙げられています。

□「国の検討に先駆けて、枚方市において、現在支援学級に在籍する児童・生徒の在籍を通常の学級に移し、必要な時間数別の場で学ぶ特別支援教室構想をモデル実践すること」

□「(在籍の)決定方法や通常の学級における学びの保障、教育奈帝の編成方法などを今後より具体的に検討することを提案」 という内容が含まれています。

「特別支援学級構想」とは・・・「すべて通常学級在籍、必要に応じて特別の指導」

しかし、理念先行で具体化進まず

「特別支援教室構想」とは文科省がかつての「特殊教育」から「特別支援教育」を打ち出し、移行を始めた際に、2005(平成17)年の審議会答申の中で提案された構想で、「障害のある児童生徒が、通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室」とするものです。

その授業パターンは、支援を必要とする児童生徒はすべて通常学級に在籍し

- ① ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
- ② 障害の状態に応じ、必要相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
- ③ 一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

の3つからなるとしています。

しかし、その後「特別支援教室構想」具体化のための教員配置、教員定数増などの条件整備が進まず、全国的に具体化は広がって行きませんでした。

東京は通級指導＝「特別支援教室」に、一方で「自・情学級」は大阪の16分の1に抑制

一方東京では、この構想提案を受けて、「特別支援教室」の展開を進めていきました。

中身としては、「自閉症情緒障害等通級指導教室」を「特別支援教室」とするもので、自閉症や発達障害の児童を対象としています。

しかし、東京版「通級指導教室」の全面展開の中で、発達障害のある子どもたちが、行き先を失い、学校に行けない事態が広がっていると保護者から声が上がっています。

この間急増する発達障害、コミュニケーションなどに課題のある子どもたちに対し、東京では、「自閉症・情緒障がい学級」の設置を大きく抑制(東京は大阪の16分の1の設置数・2022年度)しているため、原則として支援が必要なら「通級指導教室」＝「特別支援教室」在籍となっています。

東京では「通級指導教室」半年待ち、月に1回程度の支援

「支援が受けられない」「子どもたちの行く先がなくなる」事態も

小学校入学に際しても、支援が必要な子どもの保護者に、学校側から支援学校が強く進められ、地域の学校では支援が受けられないことが強調され、支援学校を選ばざるを得なくなっているとの声もあります。

結果的に、発達障害のある子どもなどは「特別支援教室」での支援となりますが、希望者があまりにも多い上に、巡回指導の仕組みとなっているため、支援を受けられるのは月に1回、教室の入室そのものが半年待ちになるなどの声も聞かれ、十分な支援とは程遠い実態があるとされます。

さらに「特別支援教室」への希望の多さに、東京都教育庁は延長できるものの「指導期間を原則1年」の方針を打ち出しています。

結果的に、子どもたちの行き先がない、学ぶ場がない。学校に行けなくなってしまうという切実な声が多く、保護者から出されており、「自閉症・情緒障がい学級設置運動」も起きています。

条件整備なき「先進的な理念・目標」の現場への丸投げなら

現場に深刻な困難、子どもにしわ寄せ、保護者との関係悪化にも

「すべての支援を必要とする児童生徒を通常学級に在籍しながら、必要に応じて特別の指導」は理念としてはだれしも賛成するもので、保護者にとっても切実な要求であることは確かです。

北欧などのでインクルーシブ教育が進められているとされますが、そこでは通常学級の規模が20人前後、さらに授業では支援が必要な児童生徒に先生がつく、というのが当たり前とされます。

「小中一貫教育」「幼保小連携・架け橋プロジェクト」「個別最適な学びの実現」「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」・・・

文部科学省や教育委員会は、政策に見合う教員数、指導体制を整備することなく、「先進的な理念、目標」を現場に丸投げして、現場の負担と犠牲で対応させてきましたといえます。

その結果が、不登校、支援を必要とする子どもの急増、学校への保護者のクレームの増加、教員不足の深刻化になった表れているのではないのでしょうか？

子ども、保護者にも学校現場、教員にも負担と犠牲を押し付け困難を拡大させるのではなく、理念や目標を、名実ともに実現できるように、十分な条件整備を進めるとともに、具体的な取り組みでの現場の裁量、自由な活動を保障することこそ重要です。

おおさか総がかり集会 11/3(月・休)14:00中之島公園女神像前(淀屋橋下車)

「戦後80年 事実に向きあい不戦の誓いを！」～憲法九条を守り 平和のバトンを手わたそう

枚方母親大会 11/15(土)13:30～ 枚方ステーションヒル5階 生涯学習交流センター

分科会2 枚方の教育の変化から「子どもの成長にとって何が必要なのか」

助言者 甲斐真知子さん(元小学校教諭、大阪教育相談研究所副理事長)